

第2章 災害予防計画

第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

第1項 市防災会議運用計画

第2項 市災害対策本部組織計画

第1項 市防災会議運用計画

1. 市防災会議運用計画【 資料編*1 参照 】

(1) 基本方針

市防災会議は、基本法第16条の規定に基づき市長を会長として設置し、防災計画の作成、及びその実施を推進するほか、市長の咨問に応じて市の地域に係る防災に関する事項を審議する。同様に、筑紫野市防災会議条例（平成18年3月31日 条例第20号）に基づくものとする。

(2) 組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

1) 会 長：筑紫野市長

2) 委 員：筑紫野市防災会議条例 第3条に規定するもの

ア. 法第2条第4項に規定する指定地方行政機関の職員

イ. 福岡県の知事の部内の職員

ウ. 福岡県筑紫野警察署の警察官

エ. 市長が市の職員のうちから指名する者

オ. 教育長

カ. 筑紫野太宰府消防組合消防本部消防長及び筑紫野市消防団長

キ. 法第2条第5項に規定する指定公共機関または同条第6項に規定する指定地方公共機関の職員

ク. 市長が自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから指名する者

ケ. 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

委員の定数は、25人以内とする。

(3) 所掌事務

1) 筑紫野市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

2) 市長の諮問に応じて市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること。

3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

4) 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

*1 ● 資料 2.1.1 「筑紫野市防災会議条例」

第2項 市災害対策本部組織計画

1. 市災害対策本部の概要【 資料編*2 参照 】

市災対本部は、筑紫野市災害対策本部条例（昭和39年3月18日 条例第7号）に基づき、筑紫野市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に筑紫野市長がこれを設置する。

市災対本部は本部長、副本部長のもとに部長、そのもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

市災対本部は市長を本部長とし、副本部長を副市長・教育長、部長による本部員で構成され、各班に連絡員を定め、総務班、財政班、広報班、物資調達班、情報収集班、地域避難所班、環境班、災害救助班、建設班、経済班、上下水道班、教育施設班の12班を配備する。

※ 平成25年1月現在の組織名称

具体的な組織計画については、第3章 第1節「災害対策本部及び災害警戒本部組織計画」に記載する。

また機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、市災害対策本部の組織構成は、庁内防災マニュアルにて見直しを図り、防災事業運営に支障のないように即時対応する。

*2 ● 資料 3.1.1 「筑紫野市災害対策本部条例」